

## 3月下旬公募開始 ～事業再構築補助金のお知らせ～

### ■目的

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等を対象に、新分野展開、業務転換、事業・業種転換など思い切った事業再構築を支援するための補助金。

### ■主要申請要件

#### 1. 売上が減っている

申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

#### 2. 自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「※事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定する。

※事業再構築とは①新分野展開、②事業転換、③業種転換、④業態転換、⑤事業再編の5つを指し、本事業に申請するためには、これら5つのうち、いずれかの類型に該当する事業計画を策定する。

- ①新分野展開・・・主たる業種、主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造し、新たな市場に進出する。3～5年後の新製品売上高が売上構成比の10%以上となる計画
- ②事業転換・・・新たな製品等を製造することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更する。3～5年後の新製品の属する事業が売上構成比で最も高くなる計画
- ③業種転換・・・新たな製品等を製造することにより、主たる業種を変更する。3～5年後の新製品の属する業種が売上構成比で最も高くなる計画
- ④業態転換・・・製品等の製造方法等を相当程度変更する。3～5年後の新製造方法による製品売上高が売上構成比で最も高くなる計画
- ⑤事業再編・・・会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行い、新たな事業形態のもとに、①～④のいずれかを行うこと

※事業再構築の詳細については経済産業省HP「事業再構築補助金」にてご確認ください。

#### 3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

### ■補助額と補助率（中小企業の通常枠）

補助額：100万円～6,000万円 補助率：2/3

### ■補助対象経費

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）

### ■公募について

第1回の公募は3月下旬に開始予定で、令和3年度内に複数回の公募が実施される予定。

[事業再構築補助金](#) [検索](#)

※同封のチラシもご覧ください

# 小規模事業者 持続化補助金

現在、申請受付中 ※詳細は別紙チラシをご覧ください。

申請には計画書等が必要ですので、お早めに商工会までご相談を。

島根県 令和元年度補正予算持続化補助金

検索

経済産業省 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = 2020年又は2019年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等 上限**60**万円

対象期間 **1月～3月**

個人事業者等 上限**30**万円

対象月 対象期間から**任意**に選択した月※3

申請受付期間 2021年 **3月8日** (月) ～ **5月31日** (月)

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

※2 **緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**

※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

詳しくは [経済産業省](#) [一時支援金](#) [検索](#)

## 🌸 職員人事 🌸

(名前) おおたに たかゆき 大谷 隆行 (職種) 主席経営指導員



3月31日をもって、定年により東出雲町商工会を離任することとなりました。東出雲町商工会の会員の皆様には、公私ににわたり大変お世話になりました。4月より、引き続き島根県商工会連合会に勤務し、県内商工業の発展、商工会の運営支援に微力ながら尽力いたします。思えば、私の商工会勤務のスタートは、東出雲であり、以後34年にわたり、県内各地で勤務し、最後の4年間をまた東出雲で勤務させていただきました。東出雲は、県内でも商工業者の事業活動が活発な地域であり、それが地域の活力につながっていると思います。今後、会員企業が益々発展され、地域が繁栄することをお祈り申し上げます。